

○愛媛県規則第29号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第3条、第15条関係）			別表第1（第3条、第15条関係）		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
省略			省略		
全シア ン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法	全シア ン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1_____に定める方法を除く。）_____
省略			省略		
六価ク ロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を	六価ク ロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2_____に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を

		測定する場合にあつては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)			測定する場合にあつては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
省略			省略		
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2_____に掲げる方法	総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキ ル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法	アルキ ル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法	P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
省略			省略		
チウラ ム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法	チウラ ム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジ ン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	シマジ ン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベン カル ブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	チオベン カル ブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
省略			省略		
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化	ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1_____若しくは34.4_____

		合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c) (注 ⁽¹⁾)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
省略		
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考 省略

別表第2(第4条、第14条関係)

項目	基準値	測定方法
----	-----	------

		_____に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注 ⁽¹⁾)第3文_____を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない_____場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
省略		
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表7に掲げる方法

備考 省略

別表第2(第4条、第14条関係)

項目	基準値	測定方法
----	-----	------

3/6

全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
省略		
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
省略		
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
省略		
チウラ	1リットルにつ	環境基準告示付表5に掲げる方法

全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2_____及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法_____
省略		
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2_____に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
省略		
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
省略		
チウラ	1リットルにつ	環境基準告示付表4に掲げる方法

4/6

ム	き0.006ミリグラム以下	
シマジ	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
省略		
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注 ⁽¹⁾)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物

ム	き0.006ミリグラム以下	
シマジ	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
省略		
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1 _____若しくは34.4 _____ _____に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注 ⁽¹⁾)第3文 _____を除く。)に定める方法(懸濁物

5/6

		質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
省略		
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

		質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない _____場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
省略		
1,4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表7に掲げる方法

備考 省略

6/6